

法人名	電気供給業の分割課税標準額の計算書 (その1)				事業 年度	年 月 日から 年 月 日まで	
発電所用固定資産の価額による課税標準額 $\left[\text{課税標準額の総額 (第10号様式の④)} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{\text{⑩}}{\text{⑨} + \text{⑩}} \times \frac{1}{4} \right) \right]$ ①		円		発電所用固定資産の価額であん分する1単位当たりの分割課税標準額 $\left[\frac{\text{①}}{\text{⑨} \times \frac{2}{3} + \text{⑩}} \right]$ ③		円	
総固定資産の価額による課税標準額 $\left[\text{課税標準額の総額 (第10号様式の④)} - \text{①} \right]$ ②		円		総固定資産の価額であん分する1単位当たりの分割課税標準額 $\left[\frac{\text{②}}{\text{⑩} \times 2 + \text{⑫}} \right]$ ④		円	
事務所又は事業所		昭和57年4月1日前に事業の用に供した事務所又は事業所		昭和57年4月1日以後新たに事業の用に供した事務所又は事業所		分 割 基 準	
名 称	所 在 地	発電所用固定資産の価額 ⑤	総固定資産の価額 ⑥	発電所用固定資産の価額 ⑦	総固定資産の価額 ⑧	発電所用固定資産分 ⑤×2/3+⑦ ⑬	総固定資産分 ⑥×2+⑧ ⑭
		円	円	円	円	円	円
合 計		⑨	⑩	⑪	⑫		

法人名		電気供給業の分割課税標準額の計算書 (その2)				事業 年度	年 月 日から 年 月 日まで	
事務所又は事業所		昭和57年4月1日前に事業の用に供した事務所又は事業所		昭和57年4月1日以後新たに事業の用に供した事務所又は事業所		分 割 基 準		
名 称	所 在 地	発電所用固定資産の価額 ⑤	総固定資産の価額 ⑥	発電所用固定資産の価額 ⑦	総固定資産の価額 ⑧	発電所用固定資産分 ⑤×2/3+⑦ ⑬	総固定資産分 ⑥×2+⑧ ⑭	
		円	円	円	円	円	円	
合 計		⑨	⑩	⑪	⑫			

第10号様式別表記載要領

- この計算書は、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人で電気供給業を行うものが記載し、第10号様式の明細書に添付すること。
- 課税標準額の総額を発電所用固定資産の価額による課税標準額と総固定資産の価額による課税標準額とに区分する場合における発電所用固定資産の価額に対する新設発電所用固定資産の価額の割合に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうちその発電所用固定資産の価額に係る数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。
- 「発電所用固定資産の価額による課税標準額」欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てること。また、「分割基準」欄に記載すべき価額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときについても同様であること。